

市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第28号

市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則（平成19年総社市規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、<u>民法（明治29年法律第89号）第108条の規定に抵触する契約行為に関する事務を副市長に委任する。</u></p> <p>(副市長の代理)</p> <p>第3条 副市長に事故があるとき又は副市長が欠けたときは、<u>前条中「副市長」とあるのは「総務部長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、<u>次に掲げる事務を副市長に委任することができる。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる契約に関すること。</u></p> <p>ア <u>消耗品及び備品の購入に係るもの</u></p> <p>イ <u>印刷製本に係るもの</u></p> <p>ウ <u>工事又は製造の請負に係るもの</u></p> <p>エ <u>建設工事等の測量及び設計業務の委託に係るもの</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる契約に係る業者の資格審査及び選定、入札並びに検査に関すること。</u></p> <p><u>(3) 第1号に掲げる契約に係る支出負担行為、支出命令及び損害賠償に関すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に付随する事務</u></p> <p>(告示)</p> <p>第3条 市長は、<u>前条により委任する場合には、副市長の氏名及び委任する事務の範囲を告示しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。